

學術指導 質疑応答集

Q-1 学術指導とはどのような制度ですか。

本制度は、共同研究契約や受託研究契約では困難であった研究にはあたらない技術指導やコンサルティングなどの産官学連携案件について、従来の兼業（勤務時間外）ではなく、大学の本務（勤務時間内）として実施できる新たな産官学連携制度です。

Q-2 どのような効果が期待されますか。

共同研究が少ない分野の研究者が本制度を利用する等、産官学連携活動が活発になることが期待されます。

また、本制度を通じて大学の知見を社会に還元することで、社会貢献に寄与するものと思われます。

Q-3 学術指導、兼業、共同研究、受託研究の違いはどのようなものがありますか。

学術指導は、技術指導やコンサルティングを本務の一環として、勤務時間内に学内施設を利用して行うもので、指導料は大学（研究室）の受託事業費として受入れます。詳細は以下の表の通りです。

	共同研究	受託研究	学術指導	兼業(技術指導)
概要	民間企業等から研究費を受け入れて、本学の研究者と民間企業等の研究者が共通の課題に共同で取り組む研究	国や民間企業等から課題とともに委託・研究経費を受けて本学研究者が行う研究	学外からの依頼を受け本学の研究者が専門的知識に基づき指導助言を行い依頼者の業務や活動を支援	勤務時間外に実施、報酬として直接個人に支払われる
規程等	民間等共同研究取扱規程	受託研究取扱規程	学術指導取扱規程	教職員の兼業に関する指針
実施場所	学内・学外	学内・学外	学内・学外	学内での実施不可
間接経費	直接経費の30%	10%～30%	指導料の10%	—

Q-4 指導料を定める際、基準となるものはありますか。

時間単価 10,000 円以上という要件はありますが、その他には特段の基準はありません。内容を勘案して適切な金額としてください。(H28 平均約 3 万円、最高 18 万円)

Q-5 指導期間に制限はありますか。

指導期間に定めはありません。指導期間を複数年にすることも可能です。
なお、教育研究に支障がないことがこの制度の前提となります。

Q-6 指導時間に該当するものとして具体的にどのようなものがありますか。

依頼者との対面による指導時間の他、電子メールでの連絡など対面によらない指導時間、依頼者との打ち合わせ時間、指導に関する資料作成・指導内容の検討時間など、指導を実施するのに必要な時間が含まれると考えられますが、本学と相手方の認識に齟齬が生じないよう、指導開始前に依頼者とよく確認しておくことが重要です。

Q-7 指導料の使途に制限はありますか。

学術指導に要する経費として使用することになりますが、直接指導にかかる経費のほか、間接的に必要となる経費についても使用して差し支えありません。
指導料は、契約期間内に使用してください。